

# 資料編

## 1 策定経過

| 年 月 日                   | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 平成 30 年 4 月<br>9 日      | 刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会設置  |
| 6 月 28 日                | 平成 30 年度第 1 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会<br>(1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況点検・評価について<br>(2) 第 2 次刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて<br>(3) その他 |
| 7 月 26 日                | 平成 30 年度第 1 回刈谷市子ども・子育て会議<br>(1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況点検・評価について<br>(2) 第 2 次刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて<br>(3) その他         |
| 11 月 9 日～30 日           | 刈谷市子ども・子育てに関する市民アンケート調査   |
| 平成 31 年 2 月<br>12 日     | 平成 30 年度第 2 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会<br>(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果等について<br>(2) その他   |
| 3 月 15 日                | 平成 30 年度第 2 回刈谷市子ども・子育て会議<br>(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書等について<br>(2) その他  |
| 令和元年 6 月<br>27 日        | 令和元年度第 1 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会<br>(1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況点検・評価について<br>(2) 第 2 期刈谷市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について<br>(3) その他        |
| 7 月 24 日                | 令和元年度第 1 回刈谷市子ども・子育て会議<br>(1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について<br>(2) 第 2 期刈谷市子ども・子育て支援事業計画骨子案について<br>(3) その他                      |
| 10 月 1 日                | 令和元年度第 2 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会<br>(1) 第 2 期刈谷市子ども・子育て支援事業計画素案について<br>(2) その他  |
| 10 月 11 日               | 令和元年度第 2 回刈谷市子ども・子育て会議<br>(1) 第 2 期刈谷市子ども・子育て支援事業計画素案について<br>(2) その他  |
| 11 月 15 日～<br>12 月 16 日 | パブリックコメントの実施  |
| 令和 2 年 1 月<br>9 日       | 令和元年度第 3 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会<br>(1) パブリックコメント手続制度に基づく意見募集の結果について<br>(2) 計画書の最終案について<br>(3) その他                            |
| 1 月 21 日                | 第 3 回刈谷市子ども・子育て会議<br>(1) パブリックコメント手続制度に基づく意見募集の結果について<br>(2) 計画書の最終案について<br>(3) その他   |

## 2 刈谷市子ども・子育て会議

### (1) 刈谷市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日条例第 33 号

改正平成 28 年 12 月 22 日条例第 28 号

刈谷市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、刈谷市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 77 条第 1 項の規定に基づき、刈谷市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども及び子どもの保護者に対する支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、次世代育成部子育て推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第44号を第45号とし、第43号の次に次の1号を加える。

(44) 子ども・子育て会議委員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第44号」を「第2条第1項第45号」に改める。

附 則（平成28年12月22日条例第28号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

| 団体名・役職等                         | 氏名                |                   |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|
|                                 | 平成30年度            | 令和元年度             |
| 国立大学法人愛知教育大学<br>家族社会学・ジェンダー研究教授 | ◎山根真理             | ◎山根真理             |
| 保育園保護者代表                        | 柳谷幸司              | 藤原麻衣              |
| 幼稚園保護者代表                        | 森峰行               | 神谷慎吾              |
| 刈谷市立学校・幼稚園PTA連絡協議会<br>小学校代表     | 安井源喜              | 碓井雄太              |
| 社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会会長              | 杉浦芳一              | 杉浦芳一              |
| 刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会<br>主任児童委員代表   | 桑藤子               | 桑藤子※<br>木村和恵      |
| 子育てネットワーカー刈谷「エンゼル」代表            | 箕浦ひろみ             | 箕浦ひろみ             |
| 名古屋カトリック学園暁星幼稚園園長               | フィリップ マツユ         | フィリップ マツユ         |
| 刈谷市立小中学校校長会代表                   | 奥村尚行              | 奥村尚行              |
| 刈谷市保育協会代表                       | 鈴木康代              | 生駒佳江              |
| 幼稚園園長会代表                        | 石川治代              | 石川治代              |
| 愛知県衣浦東部保健所所長                    | 丸山晋二              | 木戸美代子             |
| 愛知県刈谷児童相談センター長                  | 塚本有子              | 山村孝幸              |
| 愛知県刈谷警察署生活安全課長                  | 加藤貞治              | 岡崎正樹              |
| トヨタグループ代表                       | トヨタ車体株式会社<br>鈴木雅司 | アイシン精機株式会社<br>鳥見直 |
| 市民公募委員                          | 山田益雄              | 山田益雄              |
| 市民公募委員                          | 瓜生由美子             | 瓜生由美子             |
| 刈谷市福祉健康部長                       | 鈴木克幸              | 宮田俊哉              |
| 刈谷市次世代育成部長                      | 宮田俊哉              | 竹谷憲人              |
| 刈谷市教育委員会教育部長                    | 長谷川文成             | 長谷川文成             |

◎印は会長 ※令和元年12月1日に改選

### 3 用語解説 (50音順)

○いっばんじぎょうぬしこうどうけいかく一般事業主行動計画 (47ページ)

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

○いりょうてき医療的ケア (33、52ページ)

たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為です。

○かふ寡婦 (54ページ)

配偶者のいない女子であって、かつ配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある人のことです。

○げんきよくせいがくしゅうしょう限局性学習症 (学習障害: LD) (33ページ)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

○ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ合計特殊出生率 (6ページ)

その年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性(15~49歳)が、生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値です。

○よういんほうコーホート要因法 (4ページ)

ここでの「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを差し、各コーホートについて、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

○こそだ子育てコンシェルジュ (31、44、69ページ)

子育てサービス利用者支援事業の実施にあたり、子育てに関する情報提供や、必要な相談・助言を行う専門員のことをいいます。

○じへい自閉スペクトラム症 (ASD) (33ページ)

人との相互的な意思疎通や状況に応じた適切な行動がとりにくい、特定の物事へのこだわりが強く柔軟な対応ができない、といった自閉症の特性を示す発達障害の総称です。

○スクールカウンセラー (57ページ)

学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言等を行う臨床心理士等です。

○ちゅういけつじょ たどうしやう注意欠如・多動症（注意欠陥・多動性障害：ADHD）（33ページ）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

○にゅうじえん乳児園（25、40、62、63ページ）

段階的に原則0～2歳児のみの受け入れに移行している保育園であり、令和5年4月から名称を「乳児園」にします。

○みんせいいいん じどういいん しゅにんじどういいん民生委員・児童委員、主任児童委員（42ページ）

民生委員は、日常生活の相談に応じ、助言や援助を行います。民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関する様々な事柄を把握し、児童健全育成のための活動を支援しています。主任児童委員は、児童福祉を専門に担当しています。

○ユニバーサルデザイン（59ページ）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。